

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

			資料番号	27	担当課	循環型社会推進課
法令名	愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	根拠条項	8 - 2	不利益処分の種類	不適正な土砂等の埋立て等に対する措置命令	
(土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等)						
第8条(略)						
2 知事は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがある場合において、生活環境の保全又は住民の生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。						